

概要版

誰もが安全で、安心して暮らすことができ、
地域が多彩に輝く、魅力あふれる都市

尾道市 都市計画 マスタープラン

尾道市都市計画マスタープラン(概要版)

【発行】尾道市

【編集】尾道市建設部まちづくり推進課

〒722-8501 広島県尾道市久保1丁目15-1

Tel(0848)38-9223

E-mail : toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

平成30年3月 尾道市
(令和8年3月改訂)

都市計画マスタープランの概要

計画の目的・背景

都市計画マスタープランは、土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものです。

本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、これらに適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するための都市計画の基本的な方針を定めることを目的として、合併前の地域相互の関係性を踏まえた『尾道市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）』を策定するものです。

計画の前提

1. 目標年次

本計画は、基準年次を平成 27 年（2015 年）として、概ね 20 年後の 2035 年の都市の将来を展望し、都市計画の目標・方針等を策定します。

2. 対象区域

本市の都市計画区域は、備後圏都市計画区域、御調都市計画区域、因島瀬戸田都市計画区域の 3 つの都市計画区域が指定されています。

本計画は、基本的に都市計画区域におけるまちづくりの基本方針を示すものですが、都市計画区域外においても市民の生活環境の保全と自然環境の適正な保全・活用が求められることから、計画対象区域は「本市全域」とします。

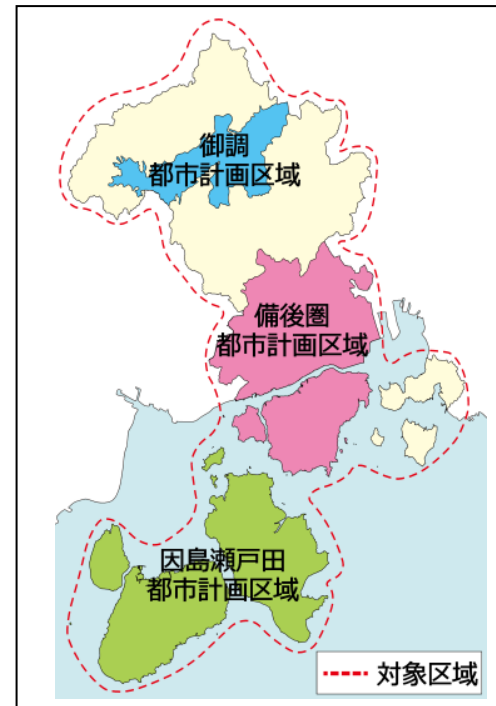


図 本計画の対象区域

3. 将来フレーム

本計画では、尾道市総合計画を踏まえ、次のとおり目標年次の目標人口を設定します。

目標年次（2035 年）の人口：114,000 人

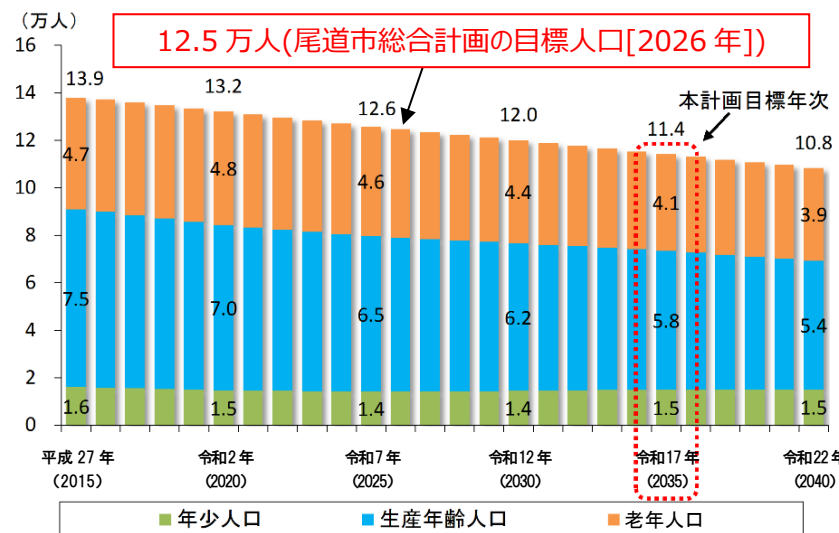


図 将来目標人口

資料：尾道市総合計画

基本構想

まちづくりの基本理念

**誰もが安全で、安心して暮らすことができ、
地域が多彩に輝く、魅力あふれる都市**

【主旨】

便利で快適に暮らせる生活基盤の整備を進めるとともに、防災対策のさらなる充実に取り組むなど、ゆとりとやすらぎを感じながら、誰もが安全で、安心して住みやすい、“住み続けられるまち”の形成を目指します。

また、国内外に誇ることのできる大きな強みとなっている、尾道特有の自然景観や歴史的まちなみ景観は、市民との協働により維持・活用を図ります。瀬戸内の十字路に位置するという広域拠点性の高さや、これらを活かし、地域資源に磨きをかけながら、地域が多彩に輝く魅力あふれる都市づくりを目指します。

まちづくりの基本目標

社会・経済情勢の変化やまちづくりの課題を踏まえ、次のとおり、まちづくりの基本目標を設定します。

目標 1

災害に強く、安全で、安心して暮らせる都市の構築

昨今の自然災害による、洪水や土砂災害等の被害の軽減を図るとともに、今後、発生が想定される南海トラフ巨大地震等から市民の生命・財産を守るため、ハード・ソフトの両輪により、効果的・効率的に防災・減災対策を推進し、災害に強く、安全で、安心して暮らせる都市の構築を目指します。

目標 2

誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成

秩序ある適正な土地利用の誘導、必要な都市機能の確保、安心して移動できる環境づくりなど、生活基盤施設の整備・維持により、住みなれた地域で、誰もが便利で快適に住み続けられる生活環境の形成を目指します。

目標 3

経済活動を支えるインフラの充実

域内外を結ぶ道路ネットワークの整備を図り、瀬戸内の十字路としての優れた立地条件を活かした、ポテンシャルの高い地域への新たな産業集積を促進し、製造業や流通業等の経済活動を支えるインフラの充実を目指します。

目標 4

個性ある景観を保全・活用した風格のあるまちづくり

多様な広域交流を支える広域幹線道路網の整備を促進し、自然景観、歴史的なまちなみ景観、眺望景観など、尾道特有の景観を保全・刷新・活用した風格のあるまちづくりを目指します。

将来都市構造

1. 都市のゾーン区分の設定

広域交流ゾーン

備後圏都市計画区域

しまなみ交流ゾーン

因島瀬戸田都市計画区域

2. 拠点の設定

広域拠点 [1箇所]

尾道駅周辺地域

活力創造拠点 [2箇所]

新尾道駅周辺地域、東尾道駅周辺地域

都市拠点 [1箇所]

因島総合支所周辺

地域拠点 [5箇所]

御調支所、向島支所、瀬戸田支所、浦崎支所、百島支所の各支所周辺

3. 軸の設定

広域連携軸

広域都市圏と広域的な連携を図るための軸として、西瀬戸自動車道や山陽自動車道などの高規格幹線道路、都市間を連絡している直轄国道、山陽新幹線等を位置づけます。

都市内連携軸

都市全体の一体性を確保し、広域拠点と各地域間を連携するとともに、隣接都市との連携を促進する主要な道路を位置づけます。

地域間連携軸

旧町単位における地域内の拠点や集落間等を連携する軸として、県道等や生活航路を位置づけます。

やまなみ交流ゾーン

御調都市計画区域、都市計画区域外
(浦崎地域、百島地域を除く)

自然共生ゾーン

浦崎地域、百島地域

交通拠点 [8箇所]

主要な駅、主要な港、主要なバス停

工業・流通拠点 [19箇所]

工業・流通・卸売団地、造船所、工業専用地域、工業地域、工業地域・工業専用地域を含む工業系用途地域が連担する地域、尾道北 IC 周辺

レクリエーション拠点 [9箇所]

将来的に多くの利用が見込まれる公園等

みどりと歴史・文化の拠点 [5箇所]

山林・緑地と一体となった寺社

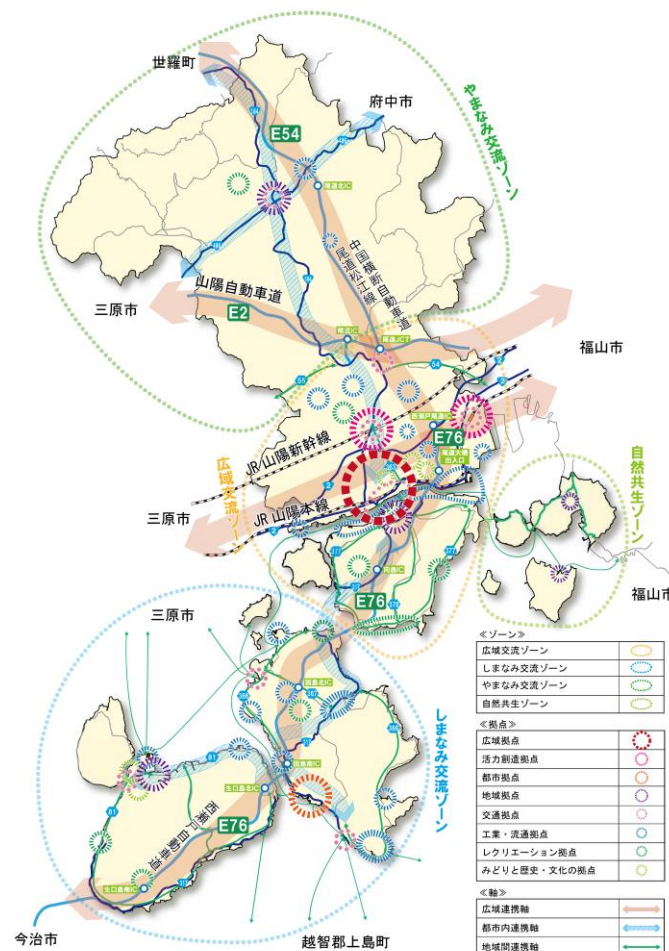


図 将来都市構造図

都市構想

都市構想は、都市づくりの基本方針のことであり、都市構想の構成は、まちづくりの基本理念の実現に向け、まちづくりの基本目標に即しながら、次のとおり5つの分野別に設定します。

都市構想の構成

1. 土地利用の方針
2. 道路・交通体系の整備方針
3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針
4. 都市防災の方針
5. その他都市施設の整備・維持管理の方針

1. 土地利用の方針

■ 基本的な考え方

- ①都市のにぎわいや活力を創出する都市機能を集積するため、瀬戸内の十字路としてのポテンシャルを最大限に活かし、合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ②持続可能なまちづくりを推進するため、各地域の特性に応じた、個性的で魅力ある、秩序ある土地利用の誘導を図ります。
- ③自然環境との調和に配慮し、地域特性に応じた、きめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ります。
- ④尾道市立地適正化計画に基づき、拠点周辺の市街地や利便性の高い地域に日常生活に必要な都市機能や居住の維持・誘導を図ります。

2. 道路・交通体系の整備方針

■ 基本的な考え方

- ①道路交通網の整備が進む中、福山市、三原市等の近隣都市や、愛媛県や島根県等の隣接する他県都市との連携を強化し、人々の生活や経済活動、観光等の交流をさらに充実させるため、広域的幹線道路網の整備を促進します。
- ②市内の各拠点間を接続し、広域幹線道路網との有機的な接続や、地域間の連携による広域交流や機能補完、生産物等の運搬・輸送を支えるための都市幹線道路の整備・強化を促進します。
- ③誰もが安全で、安心して移動できる地域交通の確保を図るため、歩行者を優先した歩行者空間の確保など、移動環境の整備を進めます。
- ④立地適正化計画に定める都市機能誘導区域や居住誘導区域等を中心とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を支え、誰もが容易に移動ができるよう、市内の各拠点間を接続する道路・交通ネットワークを強化し、地域公共交通を軸とする総合的な交通体系の確立を目指します。



3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針

■基本的な考え方

- ①良好な住環境を形成し、誰もが便利で快適な生活を送るため、公園・緑地の整備・充実や機能強化を図ります。
- ②本市の有する豊かな自然景観や歴史的なまちなみ景観は、市民の生活に潤いを与えるだけでなく、本市特有の資源として重要であることから、長期的な観点から保全・形成を図るとともに、積極的に活用します。
- ③緑豊かな山林や美しい瀬戸内海等の貴重な資源を今後も大切に活かすため、自然環境を保全するとともに、自然との触れ合いの場を創出します。

4. 都市防災の方針

■基本的な考え方

- ①今後、発生が想定される「南海トラフ巨大地震」等の大規模震災や土砂災害の発生に備え、関係機関との連携により市民の生命を守ることを最優先し、災害被害の最小化を図るため、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な防災対策を推進します。
- ②大規模災害発生時の早期復旧に向けて、官民を含めた関係機関等と連携を目的とした地域防災体制や自主防災組織の充実・強化を図ります。
- ③洪水、土砂災害等の自然災害の発生を未然に防止するため、防災基盤の強化を図るなど、災害に強い都市の構築を目指します。
- ④尾道市立地適正化計画において定める防災指針に基づき、災害リスクを考慮した土地利用の誘導や災害ハザードエリアにおける開発の抑制、安全な区域への緩やかな居住誘導等を進め、被害の発生を未然に防ぐことにより、安全・安心な都市構造の構築を図ります。

5. その他都市施設の整備・維持管理の方針

■基本的な考え方

- ①上水道の安定的な供給と持続可能な生活排水処理に向けて、施設等の維持管理等を図るとともに、下水道の普及のあり方を含め、公衆衛生の向上に取り組みます。
- ②都市化の進展や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、下水道機能の向上を図ります。
- ③廃棄物を適正に処理及び再利用できる循環型社会の形成に向けて、生活関連施設の計画的な維持管理・更新を図ります。



地域別構想

地域別構想は、都市構想の実現に向けた地域ごとの方針を示すものであり、次のとおり5つの地域に区分しています。

尾道地域

世代と地域資源を未来に繋ぐ、いつまでも安心して住みやすいまちづくり

【主旨】 地域の有する美しい自然や歴史的な文化資源を持続的に保全していくとともに、地域住民の世代間交流を活性化させ、住民が主役となったまちづくり活動を通じて、地域コミュニティの育成に取り組み、“世代と地域資源を未来に繋ぐまちづくり”を目指します。
また、地域内に形成される主要幹線道路網による立地ポテンシャルを活かし、地域全体の利便性の維持・向上に取り組むとともに、住民間の連携強化による防災体制の充実をはじめとした地域の防災性の向上を図り“いつまでも安心して住みやすいまちづくり”を目指します。

御調地域

住み慣れた地域で、誰もがいつまでも元気で暮らせるまちづくり

【主旨】 御調川や田園風景をはじめとした地域の特徴となる資源の保全に努めるとともに、これらと調和するまちなみ形成を促進するため、計画的かつ合理的な土地利用の誘導を図ることで、誰もが住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを目指します。
また、地域包括ケアシステムの先進地であり、福祉のまちづくりと連動して、都市基盤施設の集積や維持管理を図り、子どもからお年寄りまで誰もがいつまでも元気に暮らせるまちづくりを目指します。

向島地域

安全で、安心して誰もが住みやすいまちづくり

【主旨】 外周を海で囲まれた島嶼部であることから、大規模地震等が発生した際には広範囲で津波被害が想定されます。また、住宅と山林が近接しており、土砂災害の危険性の高い地区も広く位置しているため、防災設備・体制を充実させ、災害に強く、誰もが安全で、安心して暮らせるまちづくりを目指します。
また、海から山まで豊かな自然資源を有しているとともに、生活基盤施設も比較的集約されているため、地域全体の快適性・利便性は高くなっています。今後も、利便性を維持するだけでなく、子どもからお年寄りまで“誰もが住みやすい”まちづくりを目指します。

因島地域

風光明媚な地域資源を活かした魅力あるまちづくり

【主旨】 白滝山や青影山をはじめとした豊かな自然資源だけでなく、日本遺産に認定された村上海賊の歴史遺産群等の数多くの歴史的資源を有しています。また、因島アメニティ公園や因島フラワーセンター等のレクリエーション施設やしまなみ海道サイクリングロード等は、地域内外から多くの人が訪れており、多様な交流が生まれています。
本地域の有する自然と歴史が融合した地域資源をこれからも引き継いでいくとともに、さらなる交流拡大に向けて、“風光明媚な地域資源を活かした魅力あるまちづくり”を目指します。

生回島地域

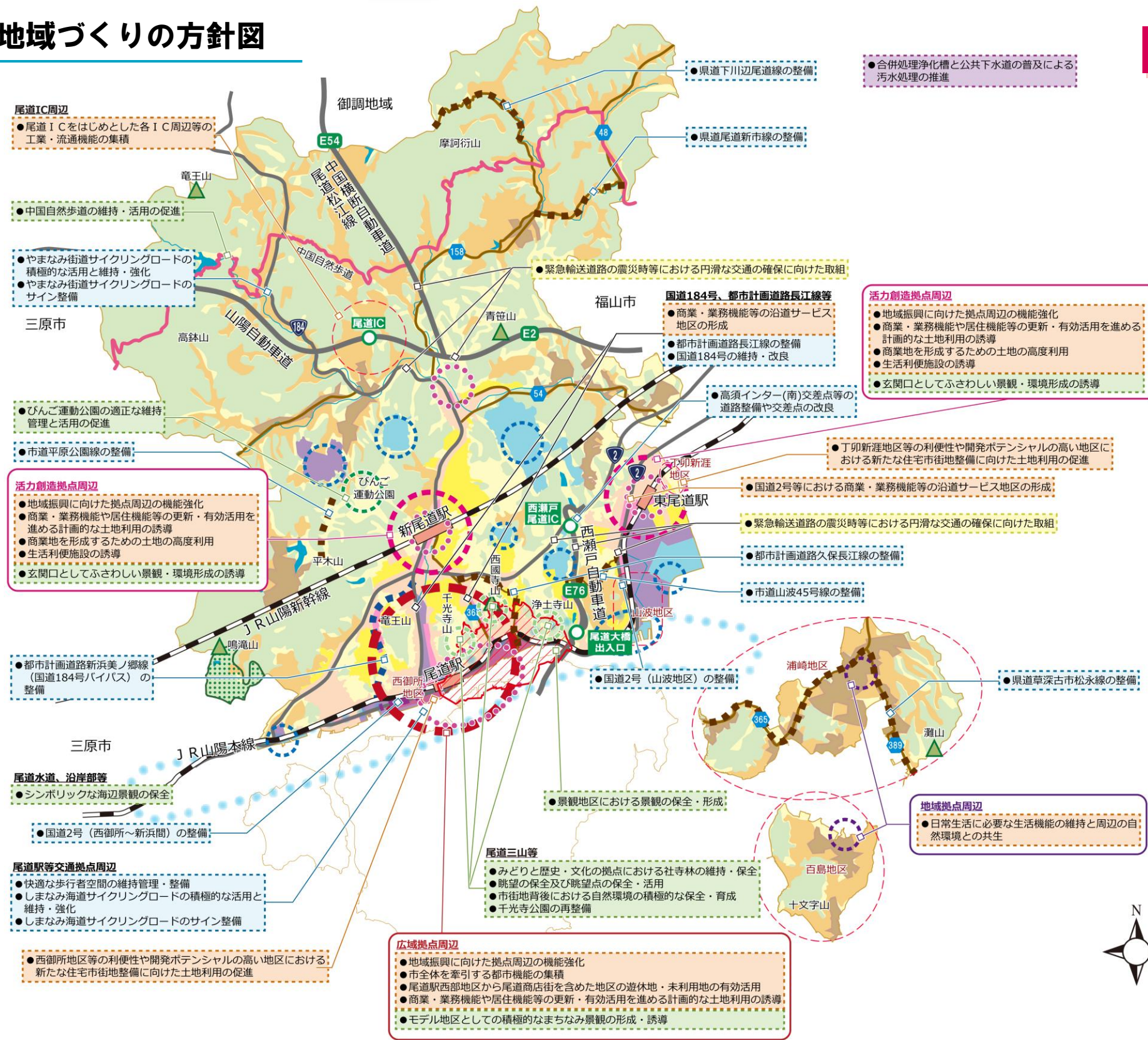
地域資源や地域産業を活かした魅力あふれるまちづくり

【主旨】 西瀬戸自動車道沿線地域における主要な観光地となっており、向上寺や歴史あるまちなみをはじめとして、耕三寺、平山郁夫美術館等の歴史・文化施設と、その背後には潮音山や観音山が立地するなど、数多くの地域資源を有しています。
また、レモン等の柑橘類の栽培や造船等の地域産業も活発です。
これらの地域資源や地域産業を活かした、“地域資源や地域産業を活かした魅力あふれるまちづくり”を目指します。

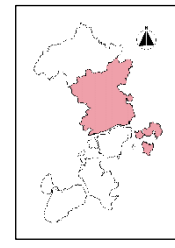
【地域の将来像】

世代と地域資源を未来に繋ぐ、いつまでも安心して住みやすいまちづくり

地域づくりの方針図



尾道地域



方針内容凡例

- 土地利用
- 道路・交通
- 緑地・景観・環境
- 都市防災
- その他都市施設

凡例

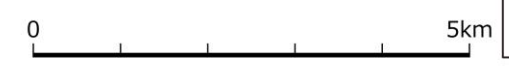
- 専用住宅地区
- 一般住宅地区
- 近隣サービス地区
- 商業・業務地区
- 準工業地区
- 工業・工業専用地区
- 集落地
- 山林
- 農用地
- その他自然地等
- 河川・水面
- 国立公園
- 景観地区
- 鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 一般県道
- 景観を楽しむ道路

【整備促進（推進）区間】

- 広域骨格軸 一般国道
- 都市内連携軸 一般国道
- その他道路

ポイント

- 広域拠点
- 活力創造拠点
- 地域拠点
- 工業・流通拠点
- 交通拠点
- レクリエーション拠点
- みどりと歴史・文化の拠点
- ランドマークとなる山

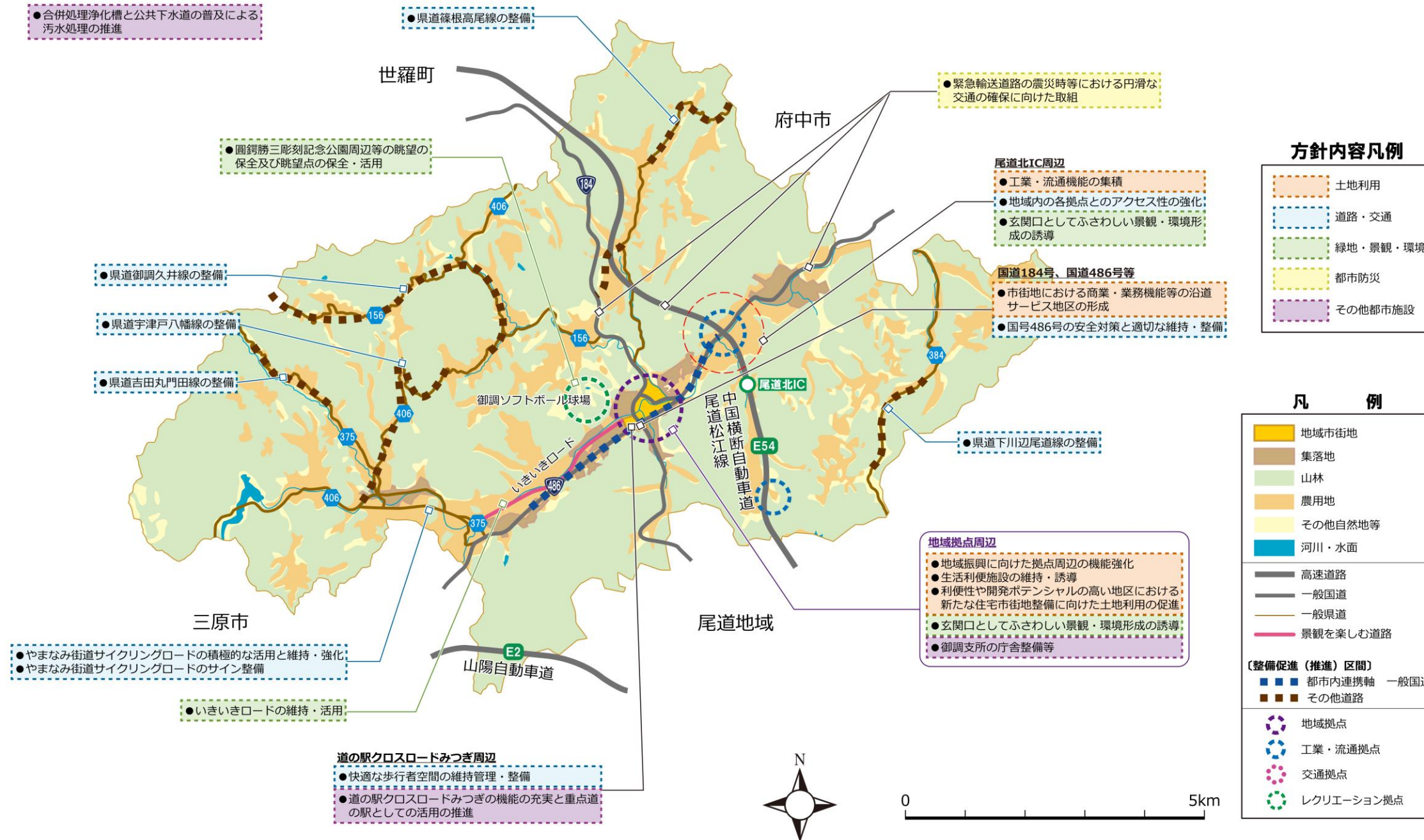
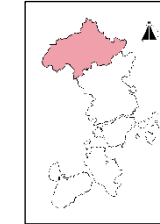


【地域の将来像】

住み慣れた地域で、誰もがいつまでも元気で暮らせるまちづくり

地域づくりの方針図

御調地域



方針内容凡例

	土地利用
	道路・交通
	緑地・景観・環境
	都市防災
	その他都市施設

凡例

	地域市街地
	集落地
	山林
	農用地
	その他自然地等
	河川・水面
	高速道路
	一般国道
	一般県道
	景観を楽しむ道路
〔整備促進（推進）区間〕	
	都市内連携軸 一般国道
	その他道路
	地域拠点
	工業・流通拠点
	交通拠点
	レクリエーション拠点

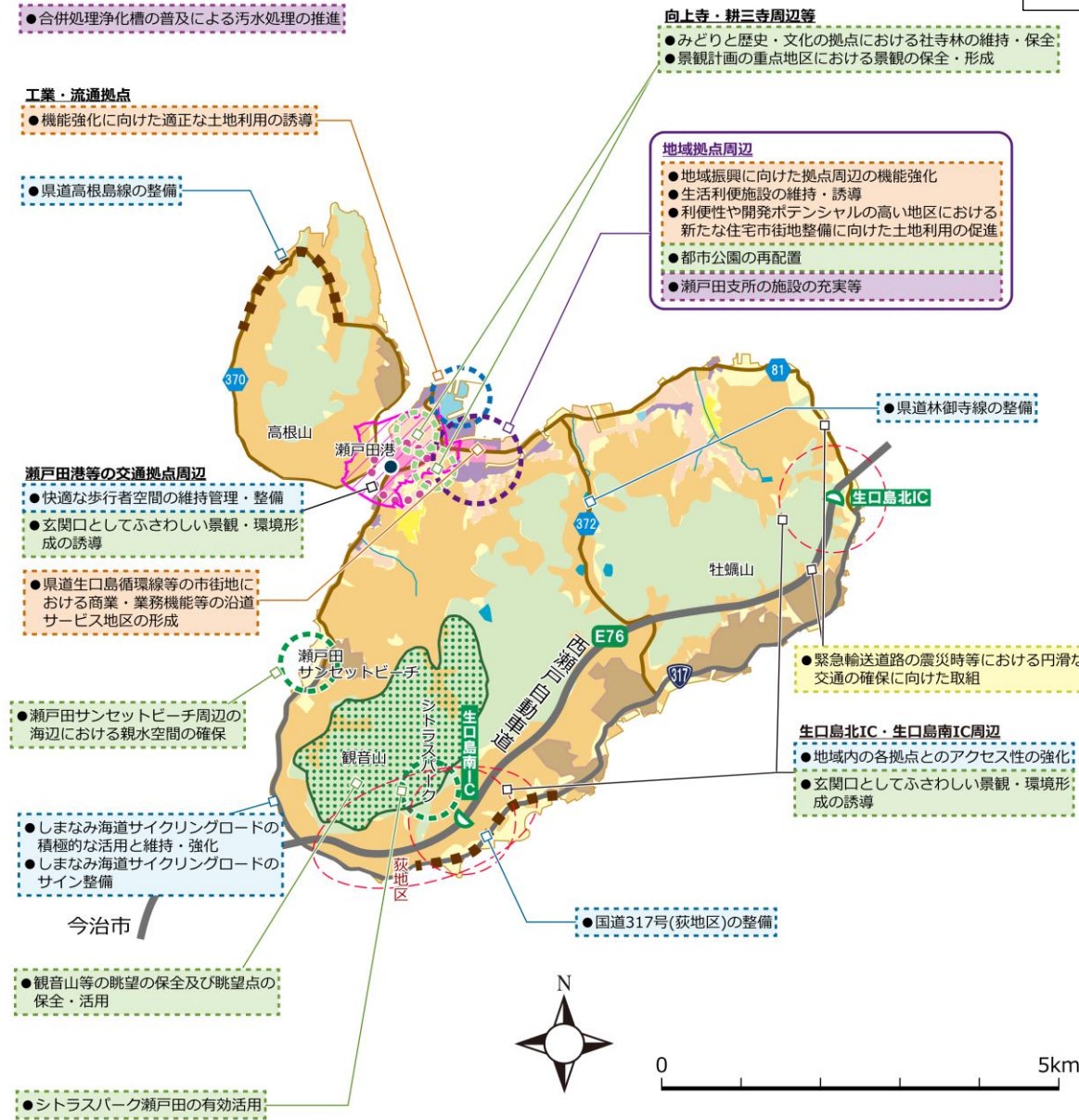
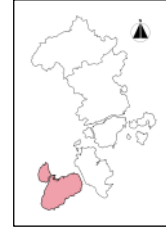


【地域の将来像】

地域資源や地域産業を活かした魅力あふれるまちづくり

地域づくりの方針図

生口島地域



方針内容凡例		凡例	
土地利用	専用住宅地区	山林	高速道路
道路・交通	一般住宅地区	農用地	一般国道
緑地・景観・環境	近隣サービス地区	その他自然地等	一般県道
都市防災	準工業地区	河川・水面	その他道路(整備促進(推進)区間)
その他都市施設	工業・工業専用地区	国立公園	地域拠点
	集落地	景観計画における重点地区	工業・流通拠点
			交通拠点
			レクリエーション拠点
			みどりと歴史・文化の拠点
			ランドマークとなる山

計画の推進にあたって

本計画の実効性を高めるためには、市民、市民団体、事業者と行政が、まちづくりの基本理念や基本目標を共有し、各主体が協働して事業を推進するとともに、社会・経済情勢の変化に応じた、計画の適切な進行管理や見直しが重要です。

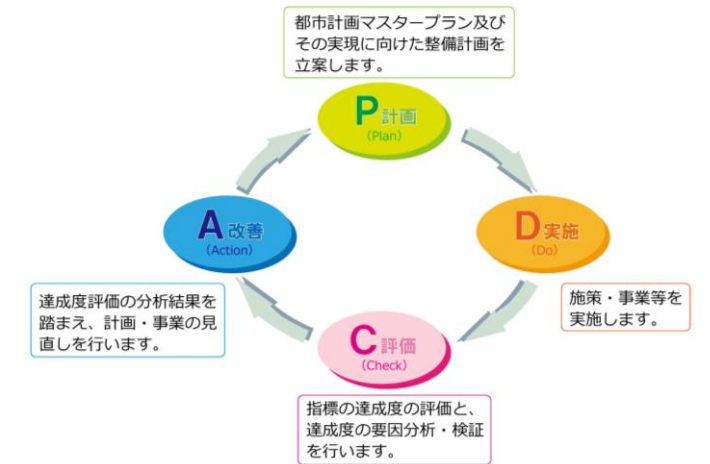
市民や地域が主役となったまちづくりの推進

平成 29 年 (2017 年) 3 月に策定した尾道市総合計画では、「市民が主役となったまちづくり」を計画の推進方針の一つとして掲げています。本計画においても、市民や地域が主体となり、市民、市民団体、事業者と行政の協働により、ともにまちづくりに取り組みます。

計画的な進行管理

1. 計画の進行管理に関する方針

本計画及び整備計画の立案、各種施策や事業、取組の実施、評価検証の実施、改善といった PDCA によるマネジメントサイクルを構築し、適正に進行管理を図るとともに、必要に応じて、都市構想で示した都市づくりの方針や施策等について、継続的に見直します。



2. 計画の点検・評価

計画の進行管理は、都市構想で示した分野別の 5 つの方針ごとに、各種施策や事業、取組の進捗・達成度を計るための指標を設定し、定量的に点検・評価を行います。

■都市計画マスタープランの達成度を計る指標

分野	指標名	現況値 (平成 28 年) (2016 年)	目標値 (令和 7 年) (2025 年)	目標値 (令和 6 年) (2024 年)
【総合指標】	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	36.1%	40.0%以上	35.0%
1. 土地利用の方針	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	未計測	50.0%以上	29.2%
2. 道路・交通体系の整備方針	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	48.0%	50.0%以上	40.5%
	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	39.1%	45.0%以上	30.0%
3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守るべきものと感じる市民の割合	未計測	65.0%以上	83.8%
	歴史的風致の事業(通りの美装化、石畳化)により、尾道らしい景観や風景が良好に保たれていると感じる市民の割合	未計測	25.0%以上	71.4%
4. 都市防災の方針	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	21.2%	40.0%以上	37.7%
5. その他都市施設の整備・維持管理の方針	汚水処理人口普及率	43.7% (平成 28 年度)	60.4%以上	61.0% (令和 5 年度)

※尾道市総合計画の指標を抜粋